

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ（工事をとまなわないもの） |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ ^{はいかい} |
| ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり（工事をとまなわないもの） | |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く） ⑩のうち単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（14ページ参照）が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。また、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

福祉用具を購入する

事前の申請が必要です

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて松山市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。なお、希望により、利用者負担の割合分をお支払いいただき、保険給付分を事業者にお支払いする「受領委任払い」という制度を活用できます。

ご注意ください！
都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

※購入前に松山市へ事前確認をする必要があります。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

小規模な住宅改修

事前の申請が必要です！
まずは、ケアマネジャーに相談しましょう！

住宅改修費支給

【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え



●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで松山市に申請すると、20万円を上限に改修費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。なお、希望により、利用者負担の割合分をお支払いいただき、保険給付分を施工業者にお支払いする「受領委任払い」という制度を活用できます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ

ケアマネジャーに相談

施工業者の選択・見積もり依頼

介護保険課へ**事前申請**

工事の実施・完了／支払い（全額）

介護保険課に事後申請（払い戻しの手続き）

住宅改修費の支給

事前申請に必要な書類

- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーに作成を依頼します。
- 住宅の所有者の確認書・承諾書
- 工事見積書（工事費内訳書）
介護保険の対象になる工事の種類や費用が適切に区分してあるもの。
- 改修前・後の図面（平面図）
- 改修前の写真（日付け入り）
改修箇所の写真を添付。
- カタログ など

事後申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書（原本）
受付後、原本は返却されます。
- 改修後の写真（日付け入り）
改修の状況が確認できる写真を添付。
- 事前申請時の書類 など